

議員提出議案第9号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と
教育予算の増額に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に
意見書を提出する。

平成6年12月22日

提出者 三朝町議会議員 御 船 征 夫
賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫
賛成者 三朝町議会議員 安 井 由 行
賛成者 三朝町議会議員 倉 本 良 人
賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美
賛成者 三朝町議会議員 坂 井 徹

平成6年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と
教育予算の増額に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として
完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかるに、政府は、1985年より義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教育諸
学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、1991年以降、共済費追加
費用の国庫負担率の引き下げを行い、1994年からは一般財源化することとした。

さらに、今後は、学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象から除外する
意向であると伝えられている。

